

公開質問状へのご回答記入シート

ご回答期限:5月9日(土)までに返送をお願いします お名前: 田村幸四郎
郵送先: 〒333-0821 川口市東内野56-33 村松幹雄

質問内容	ご回答
①情報公開制度	別紙の通りです。
②監査・評価制度	別紙の通りです。

以上

①情報公開制度

(1)「4月1日から施行された川口市自治基本条例の趣旨を考慮し、営利目的ではない情報公開請求について情報公開手数料を撤廃する。」について

川口市自治基本条例の第12条（情報の公開及び提供）では、「市は市政の運営に関する情報を広く公開するとともに、これを積極的に提供するよう努めなければならない。」となっていますが、現行の川口市情報公開条例は、自治基本条例制定上の「情報の公開及び提供」が反映された条例と位置付けられています。

川口市情報公開条例第5条では、実質「何人も」請求できる規定となっているため、請求者の本人確認などは行わず、請求者が申請書に自署した内容を全面的に信用することで、開かれた情報公開制度を実現している以上、その申請の目的を営利目的と非営利目的に分離するのは、現実的に難しいと考えます。

また、情報公開手数料につきましては、先の川口市情報公開・個人情報保護運営審議会（平成17年3月18日答申）において、「情報公開請求は市民の権利行使であり、情報公開の趣旨から無料とすべきという意見もあるが、情報公開によって情報を入手するのは、特定の個人（請求者）であり、特定の個人に対する役務の提供については、受益者負担が原則であることから、公開に係る手数料は有料とすべきである」と見解が示されています。

なお、川口市自治基本条例第12条（情報の公開及び提供）は、情報公開手数料を無料化するという趣旨ではないことを踏まえ、手数料を徴収しているものです。

(2)「営利目的に該当し、現在大量の情報公開請求で通常業務に支障をきたしている文書について現在の情報公開制度の該当文書から除外し、営利目的であることを考慮した手数料等を再設定する」について

情報公開条例第1条の「一般に情報を公開することにより行政の透明性（説明）を確保するためのものである」という趣旨から、営利目的の請求についてのみ、別制度を設定して公開条例の対象としないことは、実質的に広く「何人も」「知る権利」を規定している情報公開の目的から外れてしまうものです。

先に説明しました営利目的と非営利目的の分離の件とあわせて考慮しますと、現実的には難しいものと考えております。

②監査・評価制度

(1)「包括外部監査制度を導入し、従来以上に事業の精査と事業費の効率化に資するようにするべきである。」について

公正かつ効率的な行政運営を保証する監査制度の充実は、市民に信頼される市政には重要なことと認識しております。

今後、川口市自治基本条例に基づき、必要に応じ外部監査等も視野に入れ、より公正・効率的な行政運営の確保に努めて参ります。

(2)「現在の事業等の評価制度に外部評価制度の導入や自部門以外の部門長が評価するなどの多角的な内部評価制度を確立すべきである。」について

本市の評価制度（行政評価）につきましては、平成18年度から本格的に導入し、20年度からはその結果を議会及び市民の皆様に公表しております。

今後は、更に公正で透明性をもった評価制度を確立するため、市民意識調査の結果などを分析し、特に市民の要望が強い施策などから外部有識者等による評価制度を取り入れたいと考えております。

また、内部評価の多角化につきましては、市民の皆様の評価制度に対する信頼を図る上から、上記の外部評価により対応したいと考えております。